

巻込防止装置について（UN-R73 関係）

● 適用範囲

貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が3.5トンを超えるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）

● 改正概要

- 貨物の運送の用に供する普通自動車等は、巻き込み事故防止の観点から、巻込防止装置を両側面に備えなければならないこととされている。
- 今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）第197回において、日本提案を基にした、貨物車の側面に備える側面保護装置の技術要件（UN-R73）の改正が採択されたことを踏まえ、これを採用し、同規則に基づく認証の相互承認を可能とするとともに、同規則の技術要件を保安基準に導入するため、所要の改正を行う。

○ 主な改正内容

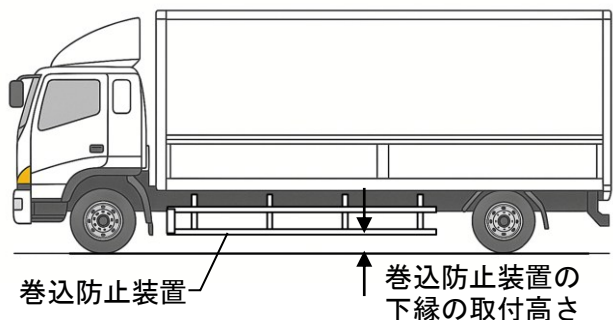
- 巻込防止装置の強度、形状等：現行の技術基準又はUN-R73（①）
- 巻込防止装置の取付位置：
 - ✓ 巻込防止装置の下縁の取付高さについて、現行の技術基準においては、地上450mm以下（中小型トラック^{※1}については600mm以下）としているところ、UN-R73の要件どおり、中小型トラックを含め、地上450mm以下とする（②）
 - ※1 総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもの
 - ✓ ただし、大型トラックのうち、軸間距離が長いもの^{※2}については、道路との干渉を避けるため、UN-R73の要件どおり、同取付高さを550mm以下でもよいこととする。（③）
 - ※2 総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上、かつ、軸間距離が6.5mを超えるもの

● 改正時期（予定）

- ①、③ 令和8年6月
- ② 令和9年1月

● 適用時期（予定）

- ①、③ 令和8年6月
- ② 国内の動向も踏まえ検討中



巻込防止装置と下縁の取付高さの関係